

桜井市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が別に定める桜井市のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用することにより、桜井市（以下「市」という。）のイメージを確立するとともに、観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図るため、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長にあらかじめキャラクター使用許可申請書（第1号様式）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体及び学校等が、その業務の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他許可の手続きを必要としないと市長が認めた場合

(使用許可の期間)

第3条 キャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年間を限度として市長が決定する。

- 2 使用許可の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、新たに前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の基準)

第4条 市長は、第2条の使用許可申請があった場合において、その内容を適切と認めたときは、次条の規定により当該使用を許可するものとする。

- 2 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
 - (2) 特定の政治及び思想の活動に使用しようとする場合
 - (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する場合
 - (4) 特定の個人等の売名に使用しようとする場合

- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (6) 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められる場合
- (7) キャラクターを市長が指定する正しい使用方法に従って使用しないものと認められる場合
- (8) 品質、性能等に関して公共機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られない場合
- (9) 社会通念上許可することが不適切と認められる場合
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、市長が許可しないことが適切であると判断した場合

(使用の許可)

第5条 市長は、第2条に規定する申請に基づき許可することが適切と認めるときは、キャラクター使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用の不許可)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により申請を許可することが不適切と認めるときは、キャラクター使用申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(キャラクターの無償使用)

第7条 キャラクターの使用は、平成27年3月31日までは無償とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 市長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 市長が定めた事項を使用対象物に明記すること。
- (4) キャラクターの使用に際し貸し出された物件を期限までに返納すること。
- (5) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を速やかに市長に提出すること。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、キャラクター使用変更許可申請書(第4号様式)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めるときは、キャラクター使用変更許可書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。
- 3 前項の許可については、前条の規定に準ずるものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとし、許可の取消し理由を付し使用者に書面で通知するものとする。

- (1) 第4条第2項に該当し、又は第8条に違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

- 2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 3 市長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 4 前項に規定する使用物件の回収に係る費用その他の使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。
- 5 市は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(キャラクターに関する権利)

第11条 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(損害賠償)

第12条 第10条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に損害を生じさせた場合、その損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月28日告示第58号）

この要綱は、公布の日から施行する。